

児童扶養手当や、特別障害者手当・障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。提出がない場合、8月分以降の手当を受給できませんので忘れずに手続きを行ってください。詳しくは、お問い合わせください。

児童扶養手当

ひとり親家庭に対する自立を支援し、児童福祉の増進を図るために支給する手当です。母子家庭だけでなく、父子家庭も対象です。手当を受給するには、申請(認定請求)が必要です。

【支給要件】 次のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳未満)を監護している母、または、監護かつ生計同一の父など

▷父母が婚姻を解消

▷父または母が、死亡、一定の障がいを持っている、生死が明らかでない、1年以上遺棄している、裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など

※受給には所得制限など一定の条件があります。

【支給手続】 提出書類は、支給要件により異なります。お問い合わせのうえ、必要書類をそろえて申請してください。手当は申請の翌月分から支給されます。

【支払期日】 4、8、12月の各11日

■現況届の提出を忘れずに

児童扶養手当を受給している人(全部支給停止の場合も含む)は、現況届を提出してください。

【提出期間】 8月3日(木)～9日(水)(土日は除く)
午前9時～午後4時

【提出場所】 市役所 602会議室、各支所福祉環境係

【提出書類】 受給状況により異なります。8月初旬に各受給者へ通知する必要書類を確認ください。

※現況届が未提出で、2年を経過した場合、時効により資格がなくなります。必ず現況届を提出してください。また、平成28年中の所得が未申告の人は、認定ができません。所得申告をすませてから現況届を提出してください。

【問合先】 福祉課児童福祉係 ☎24 - 1111内線2141または各支所福祉環境係

紙おむつ購入費助成

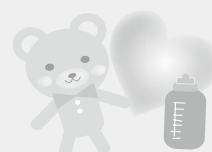
8月から第2子以降の子にかかる紙おむつ(県内企業生産製品に限る)を市内の登録店舗で購入できる「宇和島市愛顔っ子応援券」を交付します。応援券の交付には申請手続きが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【対象】 市内に住所を有する乳児(平成29年4月1日以降に生まれた第2子以降)を養育する保護者

【助成額】 乳児1人につき5万円分(1,000円券×50枚綴りの冊子)

【持参物】 印かん、母子手帳、身分証明書(運転免許証・保険証など)

【問合先】 福祉課児童福祉係 ☎49 - 7017または各支所福祉環境係



特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で、特に重度の障がい重複しているなど、日常生活に常時介護を必要とする人に支給する手当です。

【対象】

- ▷特別障害者手当(20歳以上):国民年金(障害基礎)1級程度の異なる障がい重複している人、身体障害者手帳1・2級程度の障がいと重度の知的障がいまたは精神障がいのいずれかが重複している人など
- ▷障害児福祉手当(20歳未満):重度の身体障がいまたは精神障がいのある人、最重度の知的障がいの人、重度の知的障がいと重度の身体障がいを合併する人など

【支払期日】5、8、11、2月の各10日

■現況届(所得状況届)の提出を忘れずに

【提出期間】8月14日(月)～9月1日(金)午前9時～午後4時(土日は除く)

【提出場所】福祉課(23番窓口)または各支所福祉環境係

【提出書類】受給している手当により異なります。8月上旬発送予定の通知を確認ください。

【問合せ】福祉課障害福祉係 ☎24-1111内線2110または各支所福祉環境係

特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある児童(20歳未満)を養育している家庭に、児童の生活や福祉の向上を目的に支給する手当です。

【対象】

- ▷1級手当:身体障害者手帳1～2級程度、または療育手帳A程度の心身に障がいのある児童の保護者
- ▷2級手当:身体障害者手帳3～4級(4級は一部)程度やこれと同程度の心身に障がいのある児童の保護者

【支払期日】4、8、11月の各11日

身体障がい者巡回相談

【とき】9月7日(木)午後1時～3時

【ところ】三間保健福祉センター

※相談人数に限りがあります。必ず事前に申し込みをしてください。

【判定医師】整形外科 渡部 昌平 先生

(独立行政法人 地域医療機能推進機構宇和島病院 [JCHO宇和島病院] 院長)

【相談対応者】県福祉総合支援センター 職員

【内容】補装具、更生医療、身体障がい者の支援に関すること

※電動車椅子の走行テストができます(事前に申請手続きが必要です)。

【申込・問合せ】8月21日(月)までに福祉課障害福祉係 ☎24-1111内線2110

